

◎佐賀県条例第5号

佐賀県手数料条例等の一部を改正する条例

(佐賀県手数料条例の一部改正)

第1条 佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～8 略					1～8 略				
9 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	危険物取扱者免状の交付を受けようとする者	危険物取扱者免状交付手数料	<u>2,800円</u>	交付申請のとき	9 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	危険物取扱者免状の交付を受けようとする者	危険物取扱者免状交付手数料	<u>2,900円</u>	交付申請のとき
10 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験を受けようとする者	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>5,000円</u> (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>3,400円</u> (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>2,700円</u>	受験申込みのとき	10 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験を受けようとする者	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>6,500円</u> (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>4,500円</u> (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>3,600円</u>	受験申込みのとき
11 略					11 略				

改正前					改正後				
12 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく移送取扱所の保安に関する検査	移送取扱所の保安に関する検査を受けようとする者	移送取扱所保安検査手数料	(1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円 (2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又	検査申請のとき	12 消防法第14条の3第1項の規定に基づく移送取扱所の保安に関する検査	移送取扱所の保安に関する検査を受けようとする者	移送取扱所保安検査手数料	(1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円 (2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又	検査申請のとき

改正前					改正後				
			は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額				は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額		
13 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状の交付を受けようとする者	消防設備士免状交付手数料	<u>2,800円</u>	交付申請のとき	13 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状の交付を受けようとする者	消防設備士免状交付手数料	<u>2,900円</u>	交付申請のとき
14 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験を受けようとする者	消防設備士試験手数料	(1) 甲種消防設備士試験 <u>5,000円</u> (2) 乙種消防設備士試験 <u>3,400円</u>	受験申込みのとき	14 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験を受けようとする者	消防設備士試験手数料	(1) 甲種消防設備士試験 <u>5,700円</u> (2) 乙種消防設備士試験 <u>3,800円</u>	受験申込みのとき
15・16 略					15・16 略				
17 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状の再交付を受けようとする者	消防設備士免状再交付手数料	<u>1,800円</u>	再交付申請のとき	17 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状の再交付を受けようとする者	消防設備士免状再交付手数料	<u>1,900円</u>	再交付申請のとき
18 略					18 略				

改正前					改正後				
19 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状の再交付を受けようとする者	危険物取扱者免状再交付手数料	1,800円	再交付申請のとき	19 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状の再交付を受けようとする者	危険物取扱者免状再交付手数料	1,900円	再交付申請のとき
20～25 略					20～25 略				
26 火薬類取締法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	火薬類の運搬証明書の交付を受けようとする者	火薬類運搬証明書交付手数料	2,400円	交付申請のとき	26 火薬類取締法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	火薬類の運搬証明書の交付を受けようとする者	火薬類運搬証明書交付手数料	2,100円	交付申請のとき
27～49 略					27～49 略				
50 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第	高圧ガスの容器検査又は高圧ガスの容器再検査を受けようとする者	高圧ガス容器検査又は高圧ガス容器再検査手数料	(1) 略 (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（(1)に規定する容器を除く。）に係る容器検	容器検査申請又は容器再検査申請のとき	50 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第	高圧ガスの容器検査又は高圧ガスの容器再検査を受けようとする者	高圧ガス容器検査又は高圧ガス容器再検査手数料	(1) 略 (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（(1)に規定する容器を除く。）に係る容器検	容器検査申請又は容器再検査申請のとき

改正前		改正後	
<p>4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査</p>		<p>査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ 略 エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき180円 オ 略 (3) 高強度鋼容器 ((1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 内容積30</p>	<p>4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査</p> <p>査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ 略 エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円 オ 略 (3) 高強度鋼容器 ((1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 内容積30</p>

改正前				改正後			
			リットル以上の容器 1個につき <u>220円</u> に10 リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>4円</u> を加えた金額 イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき <u>220円</u> ウ・エ 略 (4) (1)から(3)までに規定する容器以外の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に				リットル以上の容器 1個につき <u>210円</u> に10 リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>3円</u> を加えた金額 イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき <u>210円</u> ウ・エ 略 (4) (1)から(3)までに規定する容器以外の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に

改正前					改正後				
			定める金額 ア～カ 略 キ 内容積1 リットル未 満の容器 1個につき <u>90円</u>				定める金額 ア～カ 略 キ 内容積1 リットル未 満の容器 1個につき <u>80円</u>		
51～69 略					51～69 略				
70 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可を申請する者	充てん設備所在地等変更許可申請手数料	19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	許可申請のとき	70 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可を申請する者	充てん設備所在地等変更許可申請手数料	17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	許可申請のとき
71～220の5 略					71～220の5 略				

改正前	改正後				
	<u>220の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</u>	<u>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を申請する者</u>	<u>産業廃棄物処理特例認定申請手数料</u>	<u>147,000円</u>	<u>認定申請のとき</u>
	<u>220の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を申請する者</u>	<u>産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料</u>	<u>134,000円</u>	<u>認定申請のとき</u>

改正前					改正後				
221～240の4 略					221～240の4 略				
240の5 使用 済自動車の再 資源化等に関 する法律第70 条第1項の規 定に基づく破 砕業の事業の 範囲の変更の 許可の申請に 対する審査	破砕業の 事業の範 囲の変更 の許可を 申請する 者	破砕業 変更許 可申請 手数料	75,000円	許可申 請のと き	240の5 使用 済自動車の再 資源化等に関 する法律第70 条第1項の規 定に基づく破 砕業の事業の 範囲の変更の 許可の申請に 対する審査	破砕業の 事業の範 囲の変更 の許可を 申請する 者	破砕業 変更許 可申請 手数料	67,000円	許可申 請のと き
240の6～240の8 略					240の6～240の8 略				
					240の8の2 <u>土壤汚染対策 法第27条の2 第1項、第27 条の3第1項 又は第27条の 4第1項の規 定に基づく汚 染土壤処理業 者の地位の承 継の承認の申 請に対する審 査</u>	<u>汚染土壤 処理業者 の地位の 承継の承 認を申請 する者</u>	<u>汚染土 壤処理 業承継 承認申 請手 料</u>	70,000円	<u>承認申 請のと き</u>

改正前					改正後						
240の9～280 略					240の9～280 略						
281	砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査	砂利の採取計画の認可を申請する者	砂利採取計画認可申請手数料	37,700円	認可申請のとき	281	砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査	砂利の採取計画の認可を申請する者	砂利採取計画認可申請手数料	33,900円	認可申請のとき
282	砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利の採取計画の変更の認可を申請する者	砂利採取計画変更認可申請手数料	17,000円	認可申請のとき	282	砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利の採取計画の変更の認可を申請する者	砂利採取計画変更認可申請手数料	15,000円	認可申請のとき
283～396の3 略					283～396の3 略						
397	建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	16,900円	受験申込みのとき	397	建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	17,700円	受験申込みのとき
398～416の2 略					398～416の2 略						
417	銃砲刀剣	国際競技	国際競	3,900円（当該	許可申	417	銃砲刀剣	国際競技	国際競	3,900円（当該	許可申

改正前					改正後				
類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請する者	技参加 入国外 国人銃 砲又は 刀剣類 所持許 可申請 手数料	申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可にあっては、 <u>1,600円</u>)	請のとき	類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請する者	技参加 入国外 国人銃 砲又は 刀剣類 所持許 可申請 手数料	申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可にあっては、 <u>1,800円</u>)	請のとき
418 略					418 略				
419 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付	許可証の再交付を受けようとする者	銃砲又は刀剣類所持許可証再交付手数料	<u>2,200円</u>	再交付申請のとき	419 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付	許可証の再交付を受けようとする者	銃砲又は刀剣類所持許可証再交付手数料	<u>1,900円</u>	再交付申請のとき
420～428の2 略					420～428の2 略				
429 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の	質屋営業の許可を申請する者	質屋営業許可申請手数料	<u>25,000円</u>	許可申請のとき	429 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の	質屋営業の許可を申請する者	質屋営業許可申請手数料	<u>22,000円</u>	許可申請のとき

改正前					改正後				
許可の申請に対する審査					許可の申請に対する審査				
430～440 略					430～440 略				
441 警備業法第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	警備員指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料	2,000円	書換え申請のとき	441 警備業法第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	警備員指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料	1,800円	書換え申請のとき
442～446 略					442～446 略				
446の2 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	機械警備業務管理者資格者証の書換えを受けようとする者	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	2,000円	書換え申請のとき	446の2 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	機械警備業務管理者資格者証の書換えを受けようとする者	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	1,800円	書換え申請のとき
446の3～446の5 略					446の3～446の5 略				
446の6 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第	変更届出があったことを証する書面	届出証明書（変更）交付手	1,500円	変更届出のとき	446の6 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第	変更届出があったことを証する書面	届出証明書（変更）交付手	1,600円	変更届出のとき

改正前					改正後				
3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	の交付を受けようとする者	数料			3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	の交付を受けようとする者	数料		
446の7 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者	届出証明書再交付手数料	<u>1,000円</u>	再交付申請のとき	446の7 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者	届出証明書再交付手数料	<u>1,100円</u>	再交付申請のとき
447 略					447 略				
448 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換え	運搬証明書の書換えを受けようとする者	核燃料物質等運搬証明書書換え手数料	<u>4,600円</u>	書換え申請のとき	448 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換え	運搬証明書の書換えを受けようとする者	核燃料物質等運搬証明書書換え手数料	<u>5,400円</u>	書換え申請のとき

改正前					改正後				
449～450の6 略					449～450の6 略				
450の7 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者	駐車監視員資格者証再交付手数料	2,000円	再交付申請のとき	450の7 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者	駐車監視員資格者証再交付手数料	1,800円	再交付申請のとき
451・452 略					451・452 略				
453 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の実施	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許試験手数料	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,600円</u> (2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,400円</u> （公安委員会が提	受験申込みのとき	453 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の実施	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許試験手数料	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u> (2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,100円</u> （公安委員会が提	受験申込みのとき

改正前					改正後				
			供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>7,050円</u>)				供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>6,600円</u>)		
454 道路交通法第89条の規定に基づく普通自動車免許に係る試験の実施	普通自動車免許に係る試験を受けようとする者	普通自動車免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,200円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u>)	受験申込みのとき	454 道路交通法第89条の規定に基づく普通自動車免許に係る試験の実施	普通自動車免許に係る試験を受けようとする者	普通自動車免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,550円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,350円</u>)	受験申込みのとき

改正前					改正後				
454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>4,500円</u> ）	受験申込みのとき	454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,600円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>4,050円</u> ）	受験申込みのとき
455 道路交通法第89条の規定に基づく小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許又は原動機付自転車免許	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u>	受験申込みのとき	455 道路交通法第89条の規定に基づく小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許又は原動機付自転車免許	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u>	受験申込みのとき

改正前					改正後				
許に係る試験の実施	験を受けようとする者	免許試験手数料	(2) 略		許に係る試験の実施	験を受けようとする者	免許試験手数料	(2) 略	
455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許試験手数料	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u> (2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,550円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>7,650円</u> ）	受験申込みのとき	455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許試験手数料	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u> (2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,800円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>7,650円</u> ）	受験申込みのとき
456 道路交通法第89条の規定に基づく仮	仮運転免許に係る試験を受	仮運転免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2	受験申込みのとき	456 道路交通法第89条の規定に基づく仮	仮運転免許に係る試験を受	仮運転免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2	受験申込みのとき

改正前					改正後				
運転免許に係る試験の実施	けようと する者	料	第1項の規定の適用を受けない場合 2,850円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>4,400円</u> ）		運転免許に係る試験の実施	けようと する者	料	第1項の規定の適用を受けない場合 2,900円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>4,350円</u> ）	
456の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	技能の検査を受けようとする者	大型自動車運転免許、中型自動車運転免許又は準中型自動車運転免許技能検査手数料	4,050円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあっては、 <u>6,700円</u> ）	検査申込みのとき	456の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	技能の検査を受けようとする者	大型自動車運転免許、中型自動車運転免許又は準中型自動車運転免許技能検査手数料	3,900円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあっては、 <u>6,400円</u> ）	検査申込みのとき
456の3 道路交通法第89条第3項の規定	技能の検査を受けようとする者	普通自動車運転免許	3,850円（公安委員会が提供する自動車を使用	検査申込みのとき	456の3 道路交通法第89条第3項の規定	技能の検査を受けようとする者	普通自動車運転免許	3,750円（公安委員会が提供する自動車を使用	検査申込みのとき

改正前					改正後				
に基づく普通自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	る者	技能検査手数料	して検査を受ける場合にあつては、 <u>4,750円</u>)		に基づく普通自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	る者	技能検査手数料	して検査を受ける場合にあつては、 <u>4,550円</u>)	
457 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除の申請に対する審査	運転することができる自動車等の種類の限定の解除を申請する者	限定解除申請手数料	<u>1,450円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して審査を受ける場合にあつては、 <u>3,000円</u>)	解除申請のとき	457 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除の申請に対する審査	運転することができる自動車等の種類の限定の解除を申請する者	限定解除申請手数料	<u>1,400円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して審査を受ける場合にあつては、 <u>2,850円</u>)	解除申請のとき
458 略					458 略				
459 道路交通法第92条第1項の規定に基づく仮運転免許に係る免許証の交付	仮運転免許に係る免許証の交付を受けようとする者	仮運転免許証交付手数料	<u>1,100円</u>	交付申請のとき	459 道路交通法第92条第1項の規定に基づく仮運転免許に係る免許証の交付	仮運転免許に係る免許証の交付を受けようとする者	仮運転免許証交付手数料	<u>1,150円</u>	交付申請のとき
460 略					460 略				
461 道路交通法第94条第2	仮運転免許証の再	仮運転免許証	<u>1,100円</u>	再交付申請の	461 道路交通法第94条第2	仮運転免許証の再	仮運転免許証	<u>1,150円</u>	再交付申請の

改正前					改正後				
項の規定に基づく仮運転免許に係る免許証の再交付	交付を受けようとする者	再交付手数料		とき	項の規定に基づく仮運転免許に係る免許証の再交付	交付を受けようとする者	再交付手数料		とき
461の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査を受けようとする者	認知機能検査手数料	<u>650円</u>	検査申込みのとき	461の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査を受けようとする者	認知機能検査手数料	<u>750円</u>	検査申込みのとき
461の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査に係る検査を行う者に関する講習（以下この号において「認	認知機能検査員講習を受講しようとする者	認知機能検査員講習手数料	<u>講習1時間につき700円</u>	受講申込みのとき	461の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査に係る検査を行う者に関する講習（以下	認知機能検査員講習を受講しようとする者	認知機能検査員講習手数料	<u>1,400円（公安委員会が指定する講習等を受講した者にあつては、800円）</u>	受講申込みのとき

改正前					改正後				
知機能検査員講習」という。)の実施					この号において「認知機能検査員講習」という。)の実施				
462 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付	技能検定員資格者証の交付を受けようとする者	技能検定員資格者証交付手数料	1,100円	交付申請のとき	462 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付	技能検定員資格者証の交付を受けようとする者	技能検定員資格者証交付手数料	1,150円	交付申請のとき
462の2 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員の審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許技能検定員審査手数料	23,100円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>23,100円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除され	審査申請のとき	462の2 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員の審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許技能検定員審査手数料	23,400円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>23,400円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除され	審査申請のとき

改正前				改正後			
			<p>る者（(8)に掲げる者を除く。） <u>2,450</u>円</p> <p>(4) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>2,450</u>円</p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,000</u>円</p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>1,750</u>円</p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される</p>				<p>る者（(8)に掲げる者を除く。） <u>2,500</u>円</p> <p>(4) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>2,500</u>円</p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,350</u>円</p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>1,800</u>円</p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される</p>

改正前					改正後				
			者 <u>13,150円</u> (8) (3)及び(4) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 <u>5,450円</u>				者 <u>13,050円</u> (8) (3)及び(4) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 <u>5,500円</u>		
463 道路交通 法第99条の2 第4項第1号 イの規定に基 づく普通自動 車免許に係る 技能検定員の 審査	普通自動 車免許に 係る技能 検定員の 審査を受 けようと する者	普通自 動車免 許技能 検定員 審査手 数料	19,650円。ただ し、次に掲げる 者にあつては、 <u>19,650円</u> からそ れぞれ次に定め る額を減じた金 額とする。 (1) 技能検定 員として必要 な自動車の運 転技能の審査 を免除される 者 ((7)に掲 げる者を除く。) <u>3,600円</u> (2) 略 (3) 道路交 通法第108条の 28第4項に規 定する教則の	審査申 請のと き	463 道路交通 法第99条の2 第4項第1号 イの規定に基 づく普通自動 車免許に係る 技能検定員の 審査	普通自動 車免許に 係る技能 検定員の 審査を受 けようと する者	普通自 動車免 許技能 検定員 審査手 数料	19,500円。ただ し、次に掲げる 者にあつては、 <u>19,500円</u> からそ れぞれ次に定め る額を減じた金 額とする。 (1) 技能検定 員として必要 な自動車の運 転技能の審査 を免除される 者 ((7)に掲 げる者を除く。) <u>3,550円</u> (2) 略 (3) 道路交 通法第108条の 28第4項に規 定する教則の	審査申 請のと き

改正前				改正後			
			<p>内容となつて いる事項の審 査を免除され る者（(8)に 掲げる者を除 く。） <u>1,950</u> 円</p> <p>(4) 自動車教 習所に関する 法令について の知識の審査 を免除される 者（(8)に掲 げる者を除く。） <u>1,950円</u></p> <p>(5) 技能検定 の実施に関す る知識の審査 を免除される 者 <u>1,950円</u></p> <p>(6) 自動車の 運転技能の評 価方法に関す る知識の審査 を免除される 者 <u>2,100円</u></p> <p>(7) 略</p>				<p>内容となつて いる事項の審 査を免除され る者（(8)に 掲げる者を除 く。） <u>2,000</u> 円</p> <p>(4) 自動車教 習所に関する 法令について の知識の審査 を免除される 者（(8)に掲 げる者を除く。） <u>2,000円</u></p> <p>(5) 技能検定 の実施に関す る知識の審査 を免除される 者 <u>1,900円</u></p> <p>(6) 自動車の 運転技能の評 価方法に関す る知識の審査 を免除される 者 <u>2,050円</u></p> <p>(7) 略</p>

改正前					改正後				
			(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>4,250円</u>				(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>4,300円</u>		
464 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査	特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	特定第一種運転免許技能検定員審査手数料	14,500円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>14,500円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>1,300円</u> (2) 略 (3) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつて	審査申請のとき	464 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査	特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	特定第一種運転免許技能検定員審査手数料	14,700円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>14,700円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>1,250円</u> (2) 略 (3) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつて	審査申請のとき

改正前					改正後						
			<p>いる事項の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,950円</u></p> <p>(4) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,950円</u></p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,500円</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>4,250円</u></p>					<p>いる事項の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>2,000円</u></p> <p>(4) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>2,000円</u></p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,650円</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>4,300円</u></p>			
464の2	道路	大型自動	大型自	<u>21,700円</u> 。ただ	審査申	464の2	道路	大型自動	大型自	<u>21,500円</u> 。ただ	審査申

改正前					改正後				
交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員の審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの	車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査手数料	し、次に掲げる者については、 <u>21,700円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)～(4) 略 (5) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>14,750円</u>	請のとき	交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員の審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの	車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査手数料	し、次に掲げる者については、 <u>21,500円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)～(4) 略 (5) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>14,550円</u>	請のとき
465 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付	教習指導員資格者証の交付を受けようとする者	教習指導員資格者証交付手数料	<u>1,100円</u>	交付申請のとき	465 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付	教習指導員資格者証の交付を受けようとする者	教習指導員資格者証交付手数料	<u>1,150円</u>	交付申請のとき
465の2 道路	大型自動	大型自	<u>14,600円</u> 。ただ	審査申	465の2 道路	大型自動	大型自	<u>14,550円</u> 。ただ	審査申

改正前					改正後				
交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員の審査	車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許教習指導員審査手数料	し、次に掲げる者については、 <u>14,600円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 略 (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>1,350円</u> (3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 <u>1,250円</u> (4) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知	請のとき	交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員の審査	車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	し、次に掲げる者については、 <u>14,550円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 略 (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>1,400円</u> (3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 <u>1,300円</u> (4) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知	請のとき

改正前				改正後			
			<p>識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,550円</u></p> <p>(5) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,550円</u></p> <p>(6) 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 <u>1,400円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>7,850円</u></p> <p>(8) 略</p>				<p>識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,600円</u></p> <p>(5) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,600円</u></p> <p>(6) 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 <u>1,500円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>7,800円</u></p> <p>(8) 略</p>

改正前					改正後				
466 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る教習指導員の審査	普通自動車免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	普通自動車免許教習指導員審査手数料	11,800円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>11,800円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>3,600円</u> (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>1,250円</u> (3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される	審査申請のとき	466 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る教習指導員の審査	普通自動車免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	普通自動車免許教習指導員審査手数料	11,850円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>11,850円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>3,550円</u> (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>1,300円</u> (3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される	審査申請のとき

改正前					改正後				
			者 <u>1,200円</u> (4)～(7) 略 (8) (4)及び(5) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 <u>2,800円</u>				者 <u>1,250円</u> (4)～(7) 略 (8) (4)及び(5) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 <u>2,850円</u>		
467 道路交 通法第99条の3 第4項第1号 イの規定に基 づく特定第一 種運転免許に 係る教習指導 員の審査	特定第一 種運転免 許に係る 教習指導 員の審査 を受けよ うとする 者	特定第一 種運 転免許 教習指 導員審 査手数 料	9,400円。ただ し、次に掲げる 者にあつては、 9,400円からそ れぞれ次に定め る額を減じた金 額とする。 (1) 教習指導 員として必要 な自動車の運 転技能の審査 を免除される 者 ((7)に掲 げる者を除く。) <u>1,300円</u> (2) 技能教習 に必要な教習 の技能の審査 を免除される	審査申 請のと き	467 道路交 通法第99条の3 第4項第1号 イの規定に基 づく特定第一 種運転免許に 係る教習指導 員の審査	特定第一 種運 転免許 教習指 導員の審 査を受けよ うとする 者	特定第一 種運 転免許 教習指 導員審 査手数 料	9,650円。ただ し、次に掲げる 者にあつては、 9,650円からそ れぞれ次に定め る額を減じた金 額とする。 (1) 教習指導 員として必要 な自動車の運 転技能の審査 を免除される 者 ((7)に掲 げる者を除く。) <u>1,250円</u> (2) 技能教習 に必要な教習 の技能の審査 を免除される	審査申 請のと き

改正前					改正後				
			者（(7)に掲げる者を除く。） <u>1,300円</u> (3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 <u>1,100円</u> (4)・(5) 略 (6) 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 <u>1,200円</u> (7) 略 (8) (4)及び(5)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>2,700円</u>					者（(7)に掲げる者を除く。） <u>1,350円</u> (3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 <u>1,250円</u> (4)・(5) 略 (6) 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 <u>1,250円</u> (7) 略 (8) (4)及び(5)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>2,750円</u>	
467の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定	大型自動車第二種免許、中型自動車	大型自動車第二種免許、中	<u>12,750円</u> 。ただし、次に掲げる者にとっては、 <u>12,750円</u> からそ	審査申請のとき	467の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定	大型自動車第二種免許、中型自動車	大型自動車第二種免許、中	<u>12,450円</u> 。ただし、次に掲げる者にとっては、 <u>12,450円</u> からそ	審査申請のとき

改正前					改正後				
に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許教習指導員審査手数料	れぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)～(3) 略 (4) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>9,450円</u>		に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許教習指導員審査手数料	れぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1)～(3) 略 (4) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>9,150円</u>	
467の3 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく準中型自動車免許に係る再試験の実施	準中型自動車免許に係る再試験を受けようとする者	準中型自動車免許再試験手数料	<u>2,000円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>4,650円</u> ）	受験申込みのとき	467の3 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく準中型自動車免許に係る再試験の実施	準中型自動車免許に係る再試験を受けようとする者	準中型自動車免許再試験手数料	<u>1,900円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>4,400円</u> ）	受験申込みのとき
468 道路交通法第100条の2第1項の規	普通自動車免許に係る再試	普通自動車免許再試	<u>1,950円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用	受験申込みのとき	468 道路交通法第100条の2第1項の規	普通自動車免許に係る再試	普通自動車免許再試	<u>1,750円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用	受験申込みのとき

改正前					改正後				
定に基づく普通自動車免許に係る再試験の実施	験を受けようとする者	験手数料	して試験を受ける場合にあつては、 <u>2,850円</u>)		定に基づく普通自動車免許に係る再試験の実施	験を受けようとする者	験手数料	して試験を受ける場合にあつては、 <u>2,550円</u>)	
469 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の実施	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験を受けようとする者	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許再試験手数料	<u>1,750円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,300円</u>)	受験申込みのとき	469 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の実施	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験を受けようとする者	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許再試験手数料	<u>1,650円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u>)	受験申込みのとき
470 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく原動機付自転車免許に係る再試験の実施	原動機付自転車免許に係る再試験を受けようとする者	原動機付自転車免許再試験手数料	<u>1,050円</u>	受験申込みのとき	470 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく原動機付自転車免許に係る再試験の実施	原動機付自転車免許に係る再試験を受けようとする者	原動機付自転車免許再試験手数料	<u>1,000円</u>	受験申込みのとき
471 略					471 略				
471の2 道路交通法第101条第1項又は第101条の2	運転免許証の有効期間の更新を受け	運転免許証經由更新手数料	<u>2,500円</u>	更新申請のとき	471の2 道路交通法第101条第1項又は第101条の2	運転免許証の有効期間の更新を受け	運転免許証經由更新手数料	<u>2,550円</u>	更新申請のとき

改正前					改正後				
第1項の規定に基づく運転免許証の有効期間の更新（同法第101条の2の2第1項の規定により運転免許証の更新の申請をする場合に限る。）	ようとする者				第1項の規定に基づく運転免許証の有効期間の更新（同法第101条の2の2第1項の規定により運転免許証の更新の申請をする場合に限る。）	ようとする者			
471の3 略					471の3 略				
471の4 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書の交付を申請する者	運転経歴証明書交付手数料	1,000円	交付申請のとき	471の4 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書の交付を申請する者	運転経歴証明書交付手数料	1,100円	交付申請のとき
472 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証の交付を受けようとする者	国外運転免許証交付手数料	2,400円	交付申請のとき	472 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証の交付を受けようとする者	国外運転免許証交付手数料	2,350円	交付申請のとき
473・474 略					473・474 略				

改正前					改正後				
475 道路交通法第108条の2第1項第3号の規定に基づく免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習の実施	免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習を受講しようとする者	停止処分者講習手数料	講習1時間につき <u>2,100円</u>	受講申込みのとき	475 道路交通法第108条の2第1項第3号の規定に基づく免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習の実施	免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習を受講しようとする者	停止処分者講習手数料	講習1時間につき <u>1,950円</u>	受講申込みのとき
475の2 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習の実施	大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習を受講しようとする者	大型自動車又は中型自動車講習手数料	講習1時間につき <u>4,100円</u>	受講申込みのとき	475の2 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習の実施	大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習を受講しようとする者	大型自動車又は中型自動車講習手数料	講習1時間につき <u>4,450円</u>	受講申込みのとき
475の3 道路交通法第108	準中型自動車の運	準中型自動車	講習1時間につき <u>3,400円</u> （普	受講申込みの	475の3 道路交通法第108	準中型自動車の運	準中型自動車	講習1時間につき <u>3,500円</u> （普	受講申込みの

改正前					改正後				
条の2第1項第4号の規定に基づく準中型自動車の運転に関する講習の実施	転に関する講習を受講しようとする者	講習手数料	通自動車免許を受けている者にあつては、 <u>4,100円</u>)	とき	条の2第1項第4号の規定に基づく準中型自動車の運転に関する講習の実施	転に関する講習を受講しようとする者	講習手数料	通自動車免許を受けている者にあつては、 <u>4,450円</u>)	とき
476 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく普通自動車の運転に関する講習の実施	普通自動車の運転に関する講習を受講しようとする者	普通自動車講習手数料	講習1時間につき <u>2,450円</u>	受講申込みのとき	476 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく普通自動車の運転に関する講習の実施	普通自動車の運転に関する講習を受講しようとする者	普通自動車講習手数料	講習1時間につき <u>2,800円</u>	受講申込みのとき
477 道路交通法第108条の2第1項第5号の規定に基づく大型自動二輪車の運転に関する講習の実施	大型自動二輪車の運転に関する講習を受講しようとする者	大型自動二輪車講習手数料	講習1時間につき <u>4,100円</u>	受講申込みのとき	477 道路交通法第108条の2第1項第5号の規定に基づく大型自動二輪車の運転に関する講習の実施	大型自動二輪車の運転に関する講習を受講しようとする者	大型自動二輪車講習手数料	講習1時間につき <u>4,150円</u>	受講申込みのとき
478 略					478 略				
479 道路交通法第108条の2第1項第6	原動機付自転車の運転に関	原動機付自転車講習	講習1時間につき <u>1,400円</u>	受講申込みのとき	479 道路交通法第108条の2第1項第6	原動機付自転車の運転に関	原動機付自転車講習	講習1時間につき <u>1,500円</u>	受講申込みのとき

改正前					改正後				
号の規定に基づく原動機付自転車の運転に関する講習の実施	する講習を受講しようとする者	手数料			号の規定に基づく原動機付自転車の運転に関する講習の実施	する講習を受講しようとする者	手数料		
480 略					480 略				
480の2 道路交通法第108条の2第1項第8号の規定に基づく応急救護処置に関する講習の実施	応急救護処置に関する講習を受講しようとする者	応急救護処置講習手数料	講習1時間につき <u>1,300円</u>	受講申込みのとき	480の2 道路交通法第108条の2第1項第8号の規定に基づく応急救護処置に関する講習の実施	応急救護処置に関する講習を受講しようとする者	応急救護処置講習手数料	講習1時間につき <u>1,400円</u>	受講申込みのとき
481 道路交通法第108条の2第1項第9号の規定に基づく指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習の実施	指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習を受講しようとする者	指定自動車教習所職員講習手数料	講習1時間につき <u>650円</u>	受講申込みのとき	481 道路交通法第108条の2第1項第9号の規定に基づく指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習の実	指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習を受講しようとする者	指定自動車教習所職員講習手数料	講習1時間につき <u>750円</u>	受講申込みのとき

改正前					改正後				
施					施				
482 道路交通法第108条の2第1項第10号の規定に基づく免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習の実施	免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習を受講しようとする者	初心運転者講習手数料	次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ講習1時間につき次に定める金額 (1)～(4) 略 (5) 原動機付自転車免許に係る講習 <u>2,400円</u>	受講申込みのとき	482 道路交通法第108条の2第1項第10号の規定に基づく免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習の実施	免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習を受講しようとする者	初心運転者講習手数料	次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ講習1時間につき次に定める金額 (1)～(4) 略 (5) 原動機付自転車免許に係る講習 <u>2,450円</u>	受講申込みのとき
483 略					483 略				
484 道路交通法第108条の2第1項第12号の規定に基づく年齢が70歳以上の者、年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は同法第101条の7第	年齢が70歳以上の者、年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は同法第101条の7第	高齢者講習手数料	次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講	受講申込みのとき	484 道路交通法第108条の2第1項第12号の規定に基づく年齢が70歳以上の者、年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は同法第101条の7第	年齢が70歳以上の者、年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は同法第101条の7第	高齢者講習手数料	次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講	受講申込みのとき

改正前			改正後		
<p>条の7第5項の規定による通知を受けた者に対する講習の実施</p>	<p>5項の規定による通知を受けた者に対する講習を受講しようとする者</p>	<p>習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習 4,650円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示す</p>	<p>条の7第5項の規定による通知を受けた者に対する講習の実施</p>	<p>5項の規定による通知を受けた者に対する講習を受講しようとする者</p>	<p>習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習 5,100円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示す</p>

改正前				改正後			
			<p>ものとして 道路交通法 施行規則（ 昭和35年総 理府令第60 号）第39条 に規定する 基準に該当 する者が受 講しようとする場合に あっては、 <u>7,550円</u>）</p> <p>イ 道路交 通法第101条 の7第4項 の規定によ り認知機能 検査の結果 に基づいて 行う講習 <u>5,650円</u></p> <p>ウ ア及びイ に掲げる講 習以外の講 習 <u>4,650</u> <u>円</u></p>				<p>ものとして 道路交通法 施行規則（ 昭和35年総 理府令第60 号）第39条 に規定する 基準に該当 する者が受 講しようとする場合に あっては、 <u>7,950円</u>）</p> <p>イ 道路交 通法第101条 の7第4項 の規定によ り認知機能 検査の結果 に基づいて 行う講習 <u>5,800円</u></p> <p>ウ ア及びイ に掲げる講 習以外の講 習 <u>5,100</u> <u>円</u></p>

改正前				改正後			
			<p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習</p> <p>2,000円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知</p>				<p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習</p> <p>2,250円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知</p>

改正前				改正後			
			<p>機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条に規定する基準に該当する者が受講しようとする場合にあっては、<u>4,300円</u>)</p> <p>イ 道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習 <u>2,400円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる講習以外の講</p>				<p>機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条に規定する基準に該当する者が受講しようとする場合にあっては、<u>4,450円</u>)</p> <p>イ 道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習 <u>2,350円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる講習以外の講</p>

改正前					改正後				
			習 <u>2,000</u> 円					習 <u>2,250</u> 円	
485 道路交通 法第108条の 2第1項第13 号の規定に基 づく軽微違反 行為をし、当 該行為が道路 交通法施行令 第37条の8第 2項に規定す る基準に該当 することとな った者に対する 講習の実施	軽微違反 行為をし、 当該行為が道 路交通法施行 令第37条の8 第2項に規定 する基準に該 当することと なった者に対 する講習を受 講しようとし る者	違反者 講習手 数料	<u>13,200円</u> （当該 講習が運転免許 に係る講習に 関する規則で 定めるもので ある場合に あっては、 9,050円）	受講申 込みの とき	485 道路交通 法第108条の 2第1項第13 号の規定に基 づく軽微違反 行為をし、当 該行為が道路 交通法施行令 第37条の8第 2項に規定す る基準に該当 することとな った者に対する 講習の実施	軽微違反 行為をし、 当該行為が道 路交通法施行 令第37条の8 第2項に規定 する基準に該 当することと なった者に対 する講習を受 講しようとし る者	違反者 講習手 数料	<u>12,500円</u> （当該 講習が運転免許 に係る講習に 関する規則で 定めるもので ある場合に あっては、 9,050円）	受講申 込みの とき
485の2 道路 交通法第108 条の2第1項 第14号の規定 に基づく自転 車の運転によ る交通の危険 を防止するた	自転車の 運転による交 通の危険を防 止するための 講習を受講し ようとする者	自転車 運転者 講習手 数料	講習1時間につ き <u>1,900円</u>	受講申 込みの とき	485の2 道路 交通法第108 条の2第1項 第14号の規定 に基づく自転 車の運転によ る交通の危険 を防止するた	自転車の 運転による交 通の危険を防 止するための 講習を受講し ようとする者	自転車 運転者 講習手 数料	講習1時間につ き <u>2,000円</u>	受講申 込みの とき

改正前					改正後				
めの講習の実施	る者				めの講習の実施	る者			
486・487 略					486・487 略				
487の2 道路 交通法施行規則第30条の13 第1項の規定に基づく運転 経歴証明書の 再交付	運転経歴 証明書の 再交付を 申請する 者	運転経 歴証明 書再交 付手数 料	<u>1,000円</u>	再交付 申請の とき	487の2 道路 交通法施行規則第30条の13 第1項の規定に基づく運転 経歴証明書の 再交付	運転経歴 証明書の 再交付を 申請する 者	運転経 歴証明 書再交 付手数 料	<u>1,100円</u>	再交付 申請の とき
488～491 略					488～491 略				
492 自動車運 転代行業の業 務の適正化に 関する法律第 4条の規定に 基づく自動車 運転代行業の 認定の申請に 対する審査	自動車運 転代行業 の認定を 申請する 者	自動車 運転代 行業認 定申請 手数料	<u>13,000円</u>	認定申 請のと き	492 自動車運 転代行業の業 務の適正化に 関する法律第 4条の規定に 基づく自動車 運転代行業の 認定の申請に 対する審査	自動車運 転代行業 の認定を 申請する 者	自動車 運転代 行業認 定申請 手数料	<u>12,000円</u>	認定申 請のと き
493 自動車運 転代行業の業 務の適正化に 関する法律第 5条第5項の	自動車運 転代行業 の認定証 の再交付 を受けよ	自動車 運転代 行業認 定証再 交付手	<u>1,900円</u>	再交付 申請の とき	493 自動車運 転代行業の業 務の適正化に 関する法律第 5条第5項の	自動車運 転代行業 の認定証 の再交付 を受けよ	自動車 運転代 行業認 定証再 交付手	<u>1,700円</u>	再交付 申請の とき

改正前					改正後				
規定に基づく 認定証の再交 付	うとする 者	数料			規定に基づく 認定証の再交 付	うとする 者	数料		
494 略					494 略				
備考 略					備考 略				

(佐賀県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（平成24年佐賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設については、この条例による改正前の佐賀県手数料条例別表第1第95号の3の4の規定は、<u>平成30年3月31日までの間、なおその効力を有する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設については、この条例による改正前の佐賀県手数料条例別表第1第95号の3の4の規定は、<u>平成36年3月31日までの間、なおその効力を有する。</u></p>

第3条 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p>

改正前	改正後
<p>2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の佐賀県手数料条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定の適用については、同表第467号の3中「<u>2,000円</u>」とあるのは「<u>1,950円</u>」と、「<u>4,650円</u>」とあるのは「<u>2,850円</u>」と、同表第482号中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の佐賀県手数料条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定の適用については、同表第467号の3中「<u>1,900円</u>」とあるのは「<u>1,750円</u>」と、「<u>4,400円</u>」とあるのは「<u>2,550円</u>」と、同表第482号中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表第1第12号の改正規定及び第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中別表第1第9号、第10号、第13号、第14号、第17号及び第19号の改正規定 平成30年5月1日